

申請および年間にかかる費用

- ・事前調査費: 税抜550円/本
- ・共架料(年間分: 右表のとおり)

使用形態		電柱1本当たりの年間共架料(税抜き)
機器 ※1	仕上がり高さ30cm以下	1,540円/箇所・本・年(税抜価格1,400円/箇所・本・年)
	仕上がり高さ60cm以下	2,860円/箇所・本・年(税抜価格2,600円/箇所・本・年)
通信線	単独共架	1,540円/箇所・本・年(税抜価格1,400円/箇所・本・年)
	一束化※2	1,100円/箇所・本・年(税抜価格1,000円/箇所・本・年)

※1: 仕上がり高さが60cmを超過する場合は、設置条件の制約があるため個別協議とします。  
 ※2: 当社吊線を利用して一束化した場合、吊線使用料として別途330円/本(税抜価格300円/本)が必要となります。

共架条件: 基本的に公共性、公益性のものに限る

共架を認めない「通信線」

設備
自営通信線 (プライベートライン)
電源線(制御ケーブル)
当社設備の建設若しくは保守において困難があるもの、 その恐れがあるもの

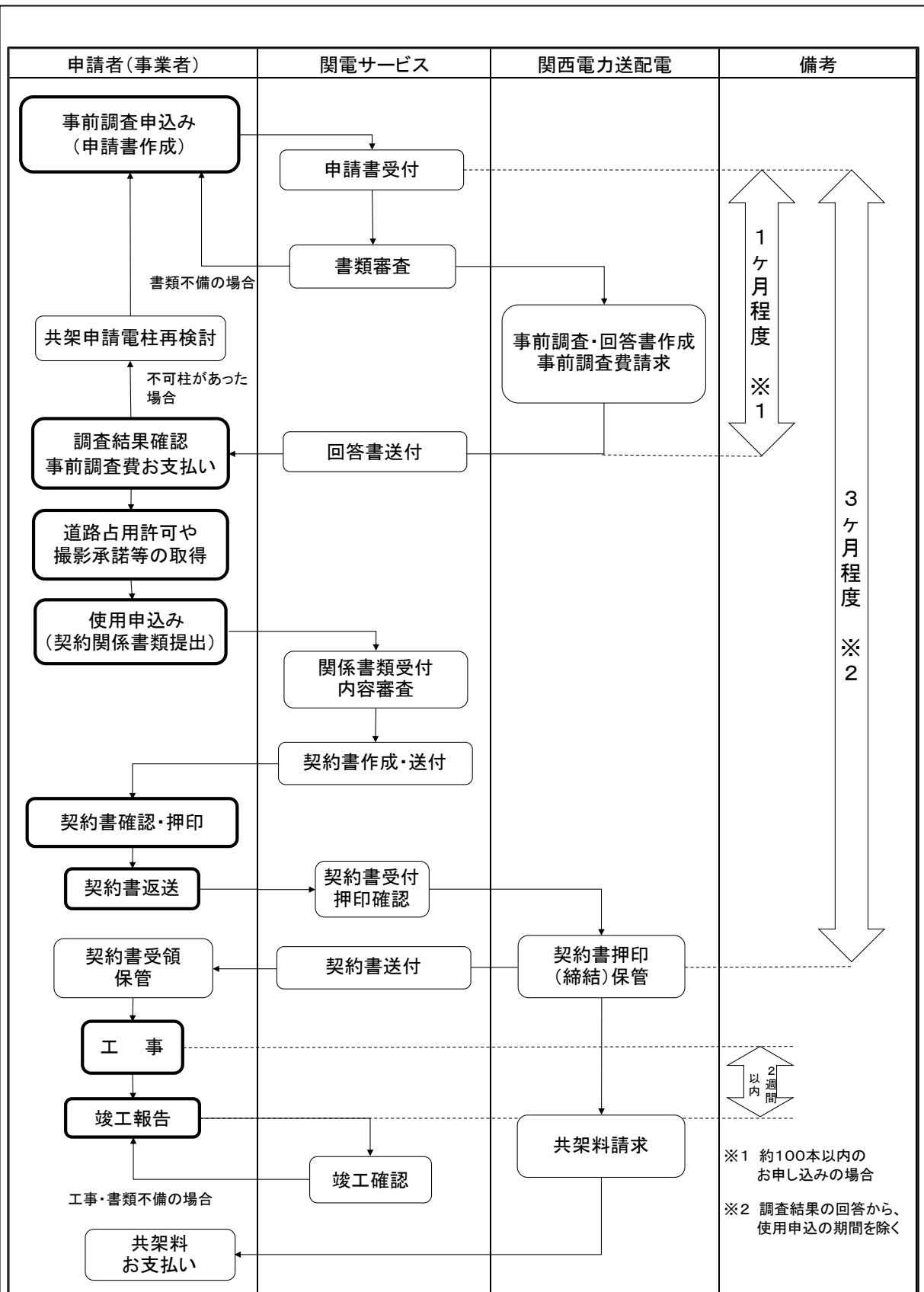
共架を認めない「電柱」

電柱
美化柱等
支柱、支線柱(機器のみ)
共架設備の取付けにより、昇柱しての作業が困難と当社が判断した電柱(機器のみ)
民有地に建設されている電柱(本柱のみ)で土地所有者の了承が得られない電柱
設置することにより電柱建替え、装柱変更が必要となる電柱

共架を認めない「機器」

機器
発電もしくは蓄電池等の機能を有して、配電系統に バックチャージする機器
個人的なプライベート機器
電波利用における人体の防護指針に適合しない機器
その他、設置により保守保安上、支障となる機器

共架申請から設置までのフロー



〈参考〉共架申請書類 (機器抜粋) ※詳細は申請様式・記載例一覧をご確認ください

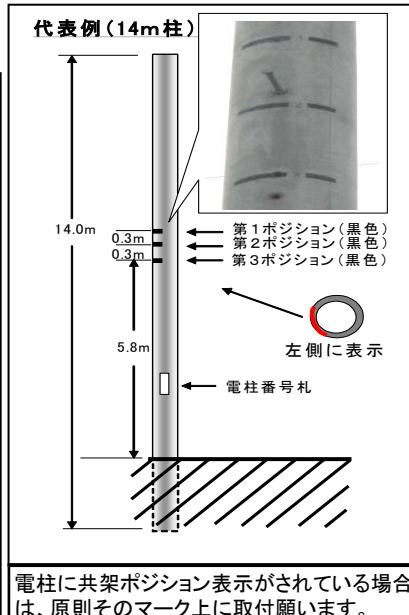
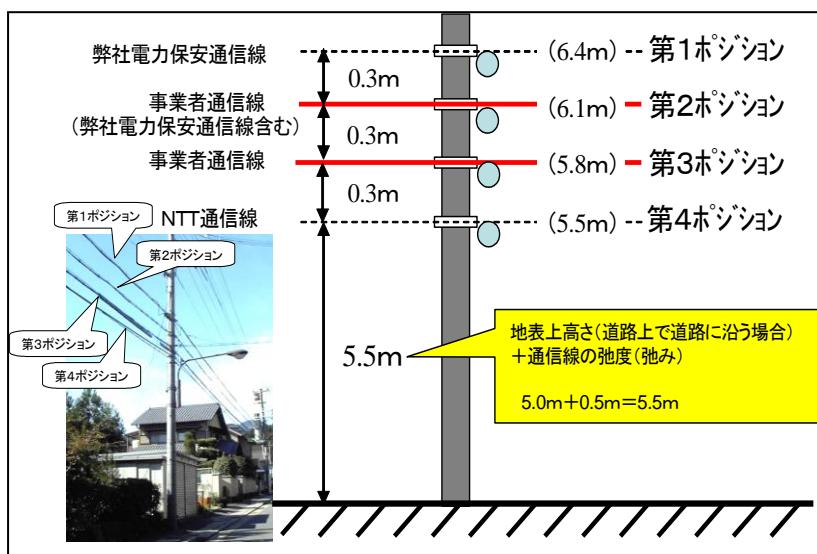
共架契約(機器)申請書 提出一覧

No.	書類	仕様	必要部数	提出工程	申請区分		
					新規・追加	廃止 (一部廃止含)	名義変更
1	配電柱への共架申請書 (鑑)	当社様式	2部	共架申請時 新規:事前調査申込み 廃止:廃止申込み 名変:名義変更申込み	●	●	---
	名義変更に関する申請書 (鑑)	当社様式	2部		---	---	●
2	申請者の印鑑証明書 (個人の場合)	---	1部		●	---	●
	連帯保証人の印鑑証明書 (個人の場合)	---	1部		●	---	●
3	使用場所在地勢図 (電柱位置・電柱番号記載要)	任意様式 ※参考例有	各2部		●	---	---
4	電柱明細書	当社様式			●	●	●
5	防犯カメラのメーカー仕様書 (写)	任意様式	各2部		●	---	---
6	共架設備現場写真 (電柱番号札・全体・共架位置拡大)	任意様式 ※参考例有			●	●	---
7	連絡先及び連絡責任者	当社様式	各2部		●	---	●
8	共架設備電柱取付断面図	任意様式 ※参考例有			●	---	---
9	総務省技術基準適合証明書類 (通信機能ありの場合)	任意様式 ※参考例有	1部		△	---	---
10	銀行口座振込依頼書 (返金精算がある場合。必要時別途連絡いたします)	当社様式	1部		---	△	△
11	共架配線図	任意様式	各2部		△	△ ※3	△
12	通信線のメーカー仕様書 (写)	任意様式			●	---	---
13	共架契約締結にあたっての重要なお知らせ ※口答による回答も可	当社様式	1部		●	---	---
14	関西電力送配電柱での共架工事作業員名簿	当社様式	各2部		●	●	---
15	特別教育修了証、高低圧電気取り扱い講習済証(写)	任意様式 ※参考例有			●	●	---
16	撮影範囲における周辺住民の同意書 (写)	任意様式 ※参考例有	各2部		● ※1	---	---
17	防犯カメラ運用管理規定 (写)	任意様式 ※参考例有			● ※1	---	---
18	防犯カメラ保守契約書 (写)	任意様式 ※参考例有	各2部		● ※1	---	---
19	公的機関 (行政、警察等) からの協力要請文	任意様式 ※参考例有			● ※2	---	---
20	確約書	当社様式	2部		●	---	●
21	機器腕金共用に関する基本協定書 (写) ※機器腕金を共用する事業者分すべて	任意様式 ※参考例有			△	---	---
22	機器共架契約に関する念書 ※機器腕金を共用する事業者分すべて	当社様式	1部		△	---	---
23	委任状 (代理人申請の場合)	任意様式 ※参考例有	1部		△	△	△
24	配電柱共架位置共用に関する協定書 (写) ※一東化協定が必要な事業者分すべて	任意様式 ※参考例有	2部		△	---	---
25	共架契約に関する念書 ※一東化協定が必要な事業者分すべて	当社様式	1部		△	---	---
26	共架工事竣工届 (鑑)	当社様式	各2部		●	●	---
27	電柱明細書	当社様式		●	●	---	
28	共架設備現場写真 (電柱番号札・全体・共架位置拡大) 【施工後】	任意様式 ※参考例有	1部	●	●	---	

● 提出要 △ 条件付き必要 --- 提出不要  
 ※1 公的機関 (行政、警察等) が事業者となる場合は省略可  
 ※2 公的機関 (行政、警察等) が事業者または連帯保証人となる場合は省略可  
 ※3 全部廃止時は不要

通信線設置の遵守事項

■標準取付位置



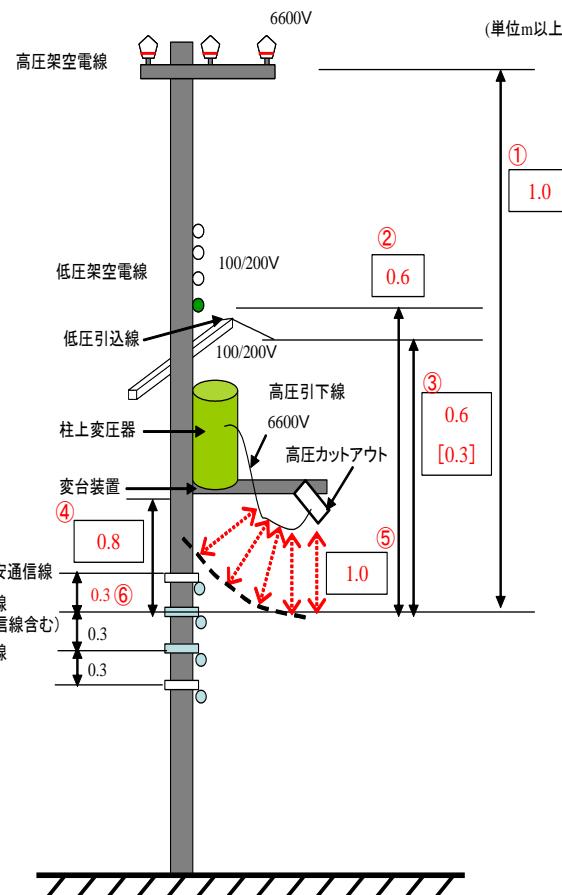
〈電柱番号の読み方〉

電柱番号は、電力会社用とNTT用の2種類があります。関西電力送配電エリアでは、写真のように設置されています。

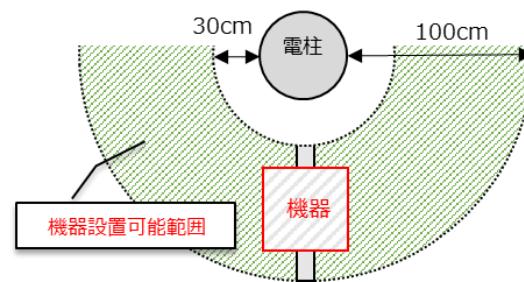
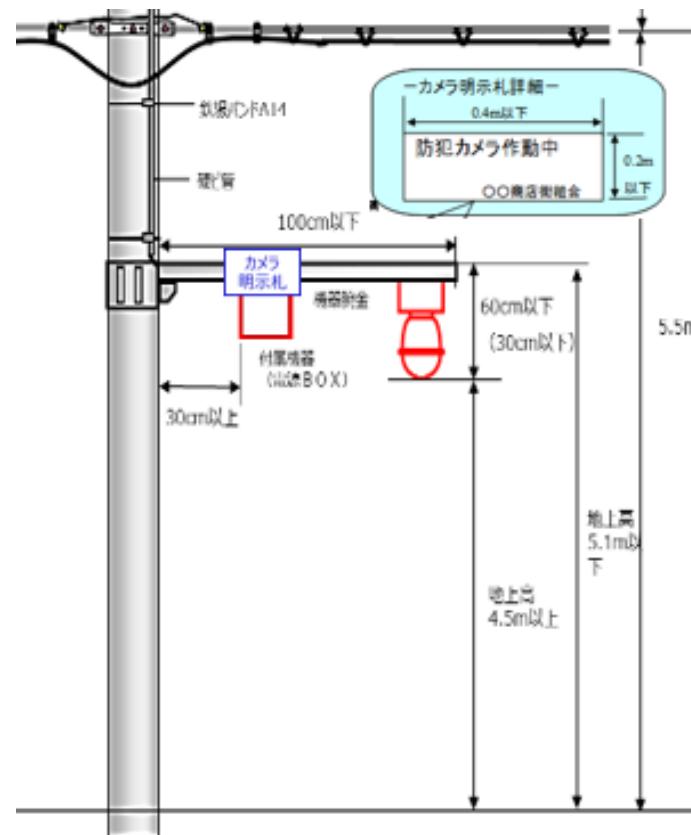


● カンテン	● 関電	冠称名 (カタカナor漢字)
10	10	電柱番号 (英字/数字or漢字/数字)
N1	北1	
S2	南2	関電10北1南2西3
W3	西3	
90 ● 14	90 ● 14	

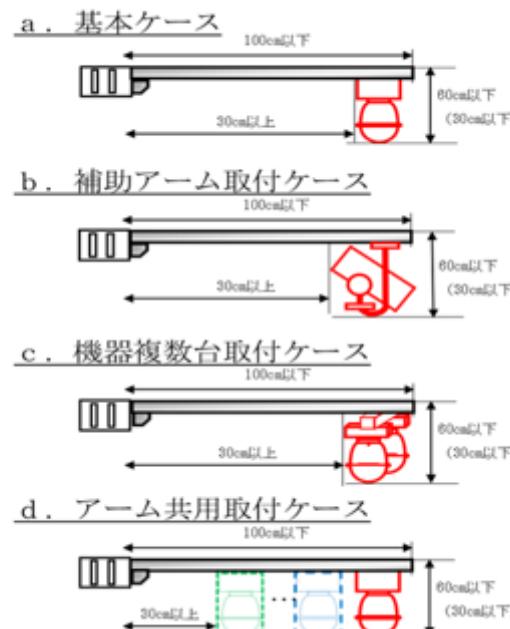
関西電力送配電の電柱番号札は「漢字(東、西、南、北)と数字」や、「アルファベット(E、W、S、N)と数字」で記載しています。「R、Lと数字」で記載されている番号札は、NTTの電柱番号札です。



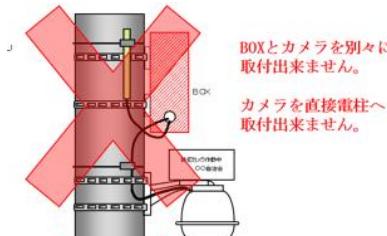
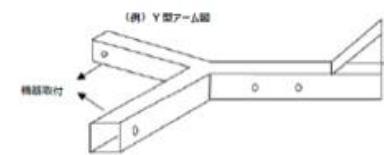
機器設置の遵守事項



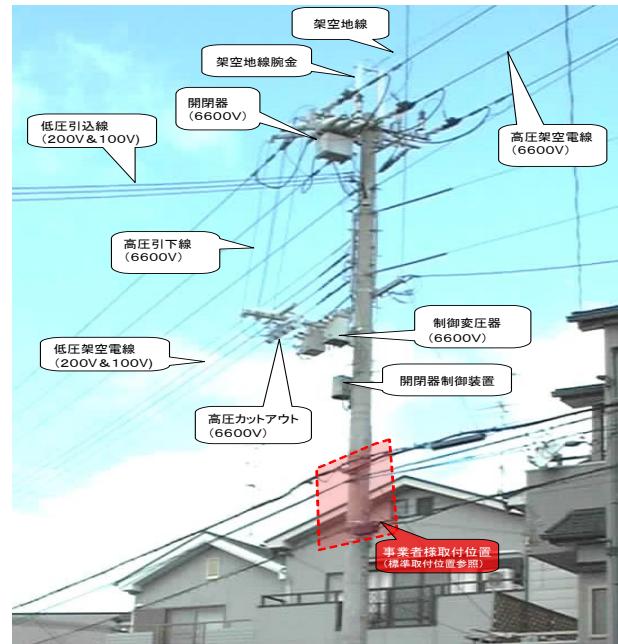
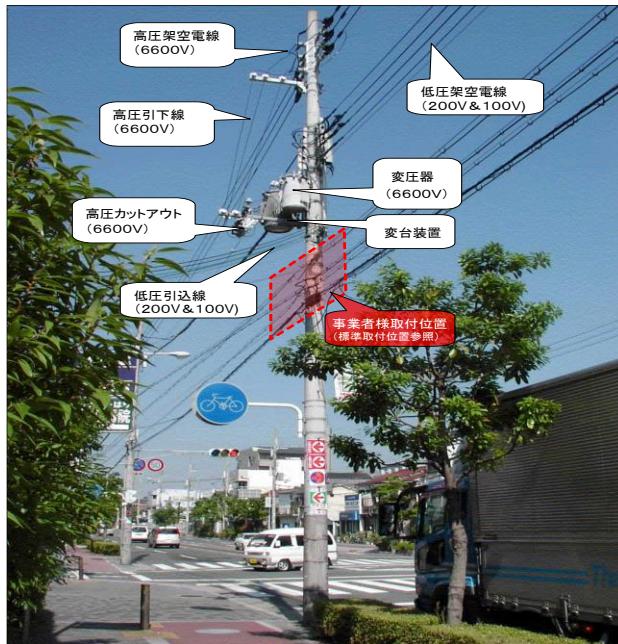
〈機器腕金(アーム)への機器取付方法〉



アーム例 ※このようなアームも取付が可能。電柱への取付箇所が1箇所(アームタイ不可)であれば、先端が分かれているものは取付可能。ただし、機器の設置可能範囲内とする。



■弊社設備概要例

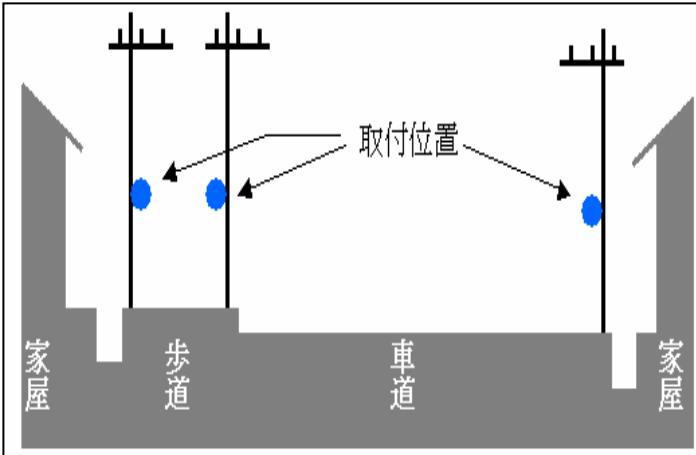


■取付位置の統一

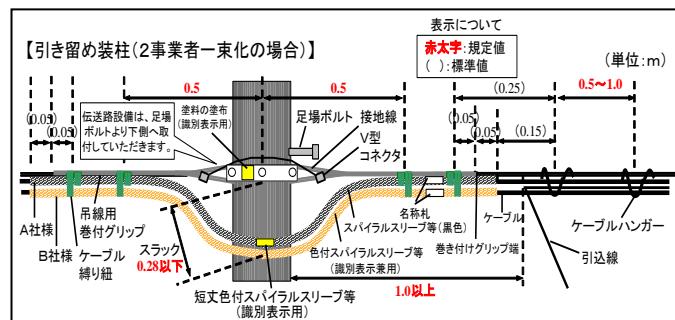
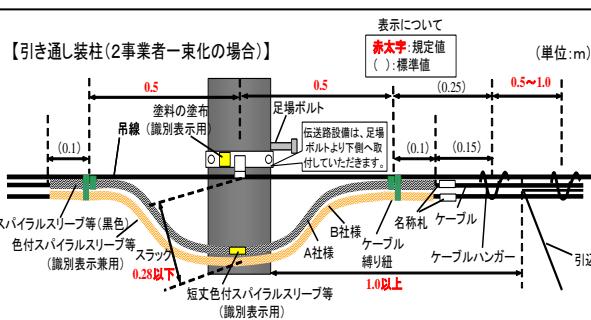
1. 通信線および吊線は電柱の片側のみに施設するものとし、取付位置については、原則、次のとおりです。

区分	伝送路設備の取付位置
歩車道区分のある道路	歩道側
歩車道区分のない道路	道路側

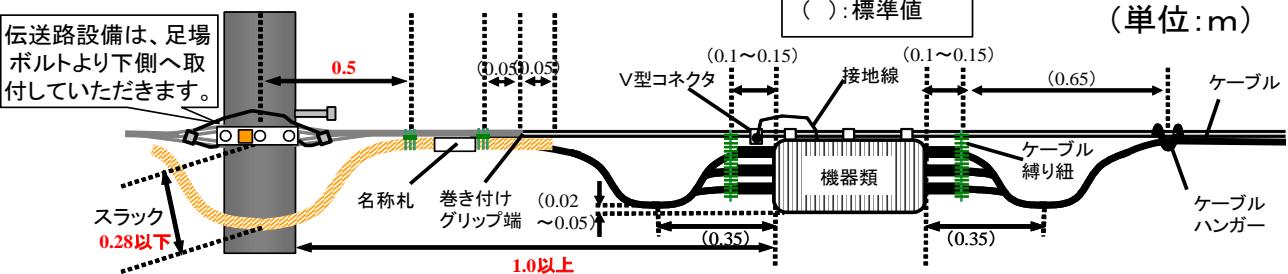
2. 既設通信線のおよび吊線の取付位置が、上記1項でない場合については、既設取付位置に合わせ同一側に架渉願います。
3. 道路形態、建造物の施設状況または、工事、保守上に支障のある場合で、上記1項により難しい場合については、協議のうえ取付位置を決定いたします。



■標準装柱寸法



【機器類の施設】



■弊社設備との離隔距離

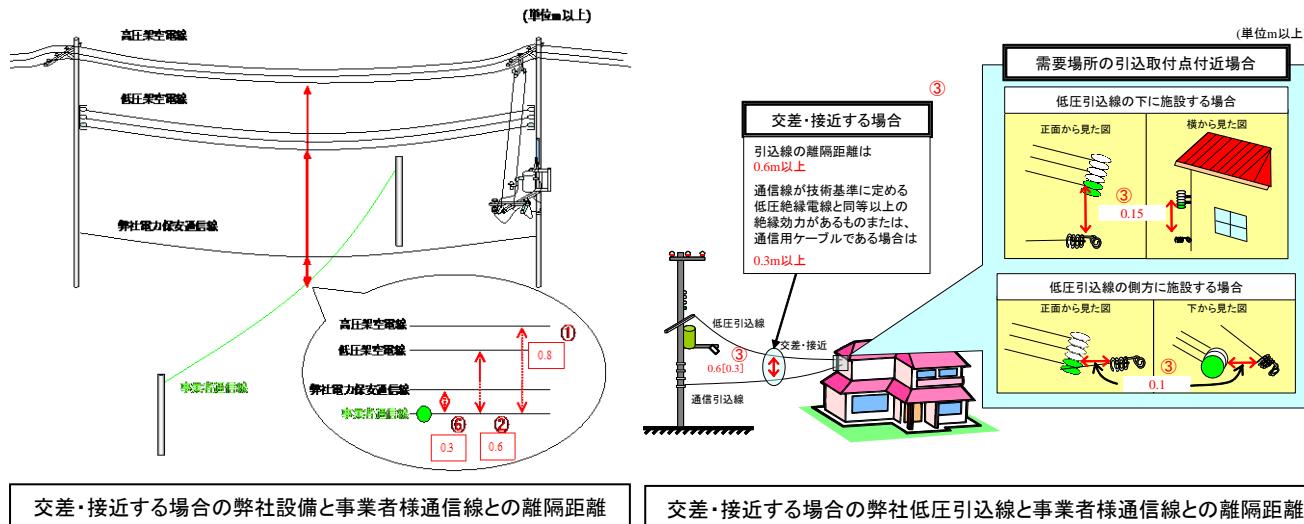
弊社設備	施設状況	
	同一電柱での離隔距離	交差・接近する場合の離隔距離
① 高圧架空電線	1.0m以上	0.8m以上
② 低圧架空電線 (共同接地線を含む)	0.6m以上	0.6m以上
③ 低圧引込線	0.6m以上 (0.3m以上) ※1	0.6m以上 (0.3m以上) ※1 (0.1m~0.15m以上) ※2
④ 変圧器および変台装置	0.8m以上 ※3	—
⑤ 高圧カットアウトスイッチ 高圧引下線	1.0m以上	—
⑥ 弊社電力保安通信線 (吊線を含む)	0.3m以上 ※4	0.3m以上 ※4

※1: 通信線が技術基準に定める低圧絶縁電線と同等以上の絶縁効力があるもの、または、通信用ケーブルである場合。

※2: 需要場所の引込取付点付近における場合。

※3: 高圧引下線との離隔(1.0m)を確保するための目安となる離隔です。

※4: 弊社から同一ポジションの弊社電力保安通信線と一束化するよう指示をした場合は、⑥の離隔距離によらず一束化することができます。



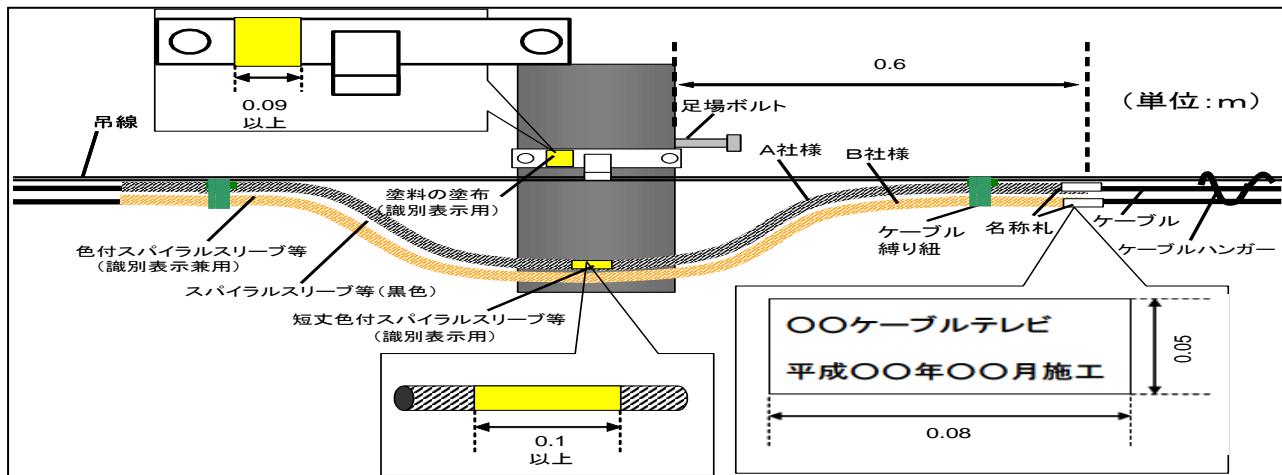
交差・接近する場合の弊社設備と事業者様通信線との離隔距離

交差・接近する場合の弊社低圧引込線と事業者様通信線との離隔距離

弊社からの「共架可否回答 兼 仮 承諾書」で指示するポジション(取付位置)へ施工をお願いします。ただし、以下の場合は、施工を行わず事前に弊社まで連絡願います。

- ①他事業者様の共架位置が高い等離隔距離が確保できない。
- ②指示位置では地上高を確保できない。

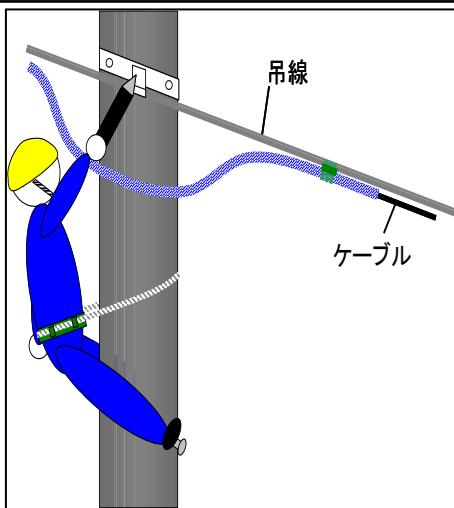
■識別表示



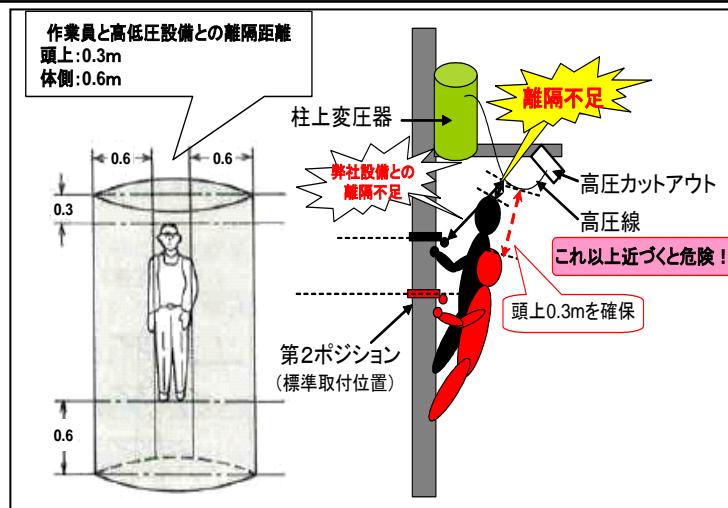
1. 通信線には名称札を3~4径間ごとに電柱表面から0.6mの位置に取付していただきます。
2. 取付バンド類は、幅0.09m以上の部分に塗料を塗布し、通信線の防護として黒色のスパイラルスリーブ等を用いる場合は、通信線のスラックの中央に幅0.1m以上の短丈色付スパイラルスリーブ等を巻きつけ、既設事業者様とは異なる色別表示を行っていただきます。なお、通信線の防護として色付スパイラルスリーブ等を使用される場合は、これにより代用できます。

■作業時の注意点

1. (作業員について) 伝送路設備を施設・点検を行う作業員は、労働安全衛生規則第39条の規定に基づき定められた安全衛生特別教育規定第5条および第6条に規定された学科教育および実技教育を受講し、労働安全衛生規則第38条の定めにより教育の記録が保存されていることが必要です。
2. (作業前確認) 電柱に昇柱する前には、事前に傾斜や腐食がないか目視確認し、異常を発見された場合は、施工せず弊社まで連絡願います。
3. (昇柱時の注意点) 電柱に昇柱する際は、柱上安全带を使用し、足場ボルトの取付状況を十分確認しながら、昇柱するようお願いします。なお、足場ボルトにゆるみや損傷がある場合は、弊社まで連絡をお願いします。
4. (検電について) 既設通信線の吊線など、導電体については、昇柱時に検電器を使用し漏電検電を実施していただきます。漏電を発見した場合は、作業を中止し弊社まで連絡願います。
5. (作業員と弊社設備との離隔について) 伝送路設備の施設・点検等を行う作業員は、充電部との離隔距離(頭上0.3m以上、体側0.6m以上)を確保した上で作業を行っていただきます。なお、既設通信線と弊社設備との離隔不足などにより、作業員と充電部との離隔確保が困難な場合は、作業を中止し弊社まで連絡願います。



漏電検電方法



作業員と弊社設備との離隔距離

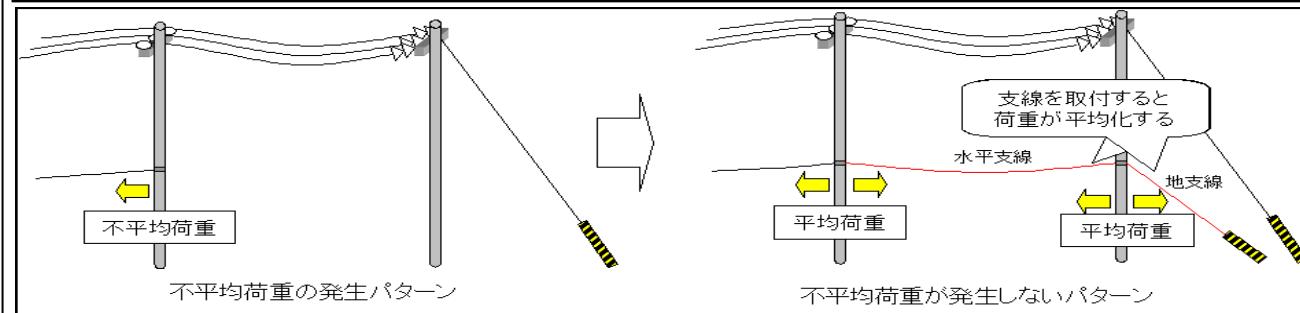
■伝送路設備施設時の注意点

不平均荷重が発生する場合は、支線を施設していただきます。不平均荷重が発生する場合は、共架事業者様が施設する伝送路設備が次の状態となる場合をいいます。

・通信線の引留柱、通信線の水平角度が5°を超える電柱、当該柱の両側の径間差が大きく著しい不平均張力が生じる場合

なお、支線下部については、原則事業者様にて施設していただきます。ただし、次の各号に該当する場合を除き、支線下部の共用を行うことができます。

- ① 事業者様が弊社の支線下部を共用することにより、弊社の支線下部が技術基準に適合しなくなる場合
- ② 弊社の建設もしくは保守に困難が生じる場合



■不良設備例

離隔不足	取付位置誤り	一束化していない
スラック不良	昇り幅阻害	輪巻き

繰り返し不良設備を発生させるなど、当社の電気事業に支障をきたすと弊社が判断した場合、新たな申請拒否や契約の解除を行います。